短期入所生活介護重要事項説明書

＜令和８年８月１日現在＞

１　当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話　　０４８―５４１―７７７１（　１０　時～　１８　時まで）

担当　　生活相談員

＊　ご不明な点は、何でもお尋ねください。

２　さくら苑の概要

(1) 提供できるサービスの種類　　短期入所介護サービス及び付随するサービス

(2) 施設の名称及び所在地等

運営法人	社会福祉法人　徳慈会	施設名	特別養護老人ホーム　さくら苑
代表者	理事長　遠井　亨	管理者	施設長　遠井　美智子
所在地	北本市深井５－６７	電話番号	０４８－５４１－７７７１
介護保険指定番号	１１７５３０００７６		

(3) 施設の職員体制

		常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		１名（　）		サービス管理全般	１名（　）
医師		名（　）	１名（1）	診療、健康管理等	１名（1）
生活相談員		１名（　）	１名（　）	生活上の相談等	２名（　）
栄養士		２名（　）	名（　）	栄養管理等	２名（　）
機能訓練指導員		１名（　）	１名（1）	リハビリテーション・機能回復訓練等	２名（1）
介護支援専門員		１名（1）	１名（　）	サービス計画の立案・管理等	２名（　）
事務職員		２名（1）	１名（　）	一般事務・料金請求等	３名（1）
看護・介護職員	看護師	１名（　）	３名（　）	医療、健康管理業務等	４名（　）
	准看護師	２名（　）	２名（　）		４名（　）
	介護福祉士	１５名（7）	６名（1）	日常介護業務等	２１名（8）
	介護職員実務者研修	５名（　）	名（　）		５名（　）
	介護職員初任者研修	名（　）	名（　）		３名（2）
	その他	名（　）	20名（6）		20名（6）

（　）内は男性再掲

(4) 施設の設備の概要

定　員			４ 名	静　養　室	１ 室
居室	従来型	４人部屋	０ 室	医　務　室	１ 室
		２人部屋	２ 室	食　　堂	１ 室
		３人部屋	０ 室	機能訓練室	１ 室
浴　室			一般浴槽と特殊浴槽があります。	談　話　室	２ 室

3　サービス内容

① 食　　事 ･･･ 朝食　　７：４０　～
昼食　　１１：４０　～
夕食　　１７：４０　～
以上の他、おやつ、湯茶等のサービスがあります。
原則、食堂にておとりいただきます。
ご本人の希望により上記の時間以外でもいたします。

② 入　　浴 ･･･ 週に最低２回入浴していただけます。ただし、利用者の状態に応じ、入浴介助、特別浴または清拭となる場合があります。

③ 介　　護 ･･･ ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。着替え介助、排泄介助、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等

④ 機能訓練 ･･･ 必要に応じ訓練室等において機能回復訓練を行います。

⑤ 生活相談 ･･･ 常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

⑥ 緊急時の対応
･･･ 利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

⑦ 安全管理 ･･･ 防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。

⑧ 療養食の提供
･･･ 当施設では、通常のメニューのほかに医療上必要な場合等のために療養　食をご用意しております。詳しくは職員にお尋ねください。料金は別途かかります。

⑨ 所持品等の保管
･･･ 特別な事情がある所持品等についてはお預かりいたします。ただし、預けることのできる所持品等の種類や量等に制限があります。詳しくは、職員にお尋ねください。

⑩ レクリエーション
･･･ 日々のクラブ活動のほか、種々の行事が行われます。行事によっては、別途費用がかかるものもございます。詳しくは、その都度ご説明のうえご承諾をいただきます。

⑪ その他のサービス
ア　希望食の提供：当施設では、通常のメニューのほかに希望食をご用意しております。ご利用の際は前日までにお申出ください。料金は別途かかります。

イ　医療関係サービス：医療上必要な場合は、通院サービスが行われます。(救急搬送にて施設職員が対応した場合も含む) 又医療時必要となる処置に使用する包交材関係の料金は別途かかる場合があります。

ウ　理美容サービス：当施設では、理美容サービスを実施しております。料金は別途かかります。

エ　その他のサービス：介護保険以外のサービス等については、その都度お申し出を受けご相談させていただきます。サービスの内容によっては別途料金がかかります。

⑫ 緊急時の短期入所受入･･･緊急時の短期入所に対応する為２４時間相談の受付けを行います。

4　利用料金

① 地域区分

北本市	６級地：１単位＝１０．３３円

② 基本料金〔施設利用料等〕　　１日あたり　　円

＊1日当たりの自己負担分

介護度	基本料金(多床室)	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	451単位／日	466 円／日	932 円／日	1,398 円／日
要支援2	461単位／日	477 円／日	953 円／日	1,429 円／日
要介護1	603単位／日	623 円／日	1,246 円／日	1,869 円／日
要介護2	672単位／日	695 円／日	1,389 円／日	2,083 円／日
要介護3	745単位／日	770 円／日	1,539 円／日	2,309 円／日
要介護4	815単位／日	842 円／日	1,684 円／日	2,526 円／日
要介護5	884単位／日	914 円／日	1,827 円／日	2,740 円／日

連続31日以上短期入所生活介護を行った場合

要支援1	442単位／日	457 円／日	913 円／日	1,370 円／日
要支援2	548単位／日	566 円／日	1,132 円／日	1,698 円／日

連続61日以上短期入所生活介護を行った場合

要介護1	573単位／日	592 円／日	1,184 円／日	1,776 円／日
要介護2	642単位／日	664 円／日	1,327 円／日	1,990 円／日
要介護3	715単位／日	739 円／日	1,477 円／日	2,216 円／日
要介護4	785単位／日	811 円／日	1,622 円／日	2,433 円／日
要介護5	854単位／日	883 円／日	1,765 円／日	2,647 円／日

③ 各種加算費用（1 日あたり）

サービス内容	単位数	算定単位	1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供体制強化加算Ⅰ1	22 単位	1日につき	23 円	46 円	69 円
夜勤職員配置加算Ⅲ	15 単位		16 円	31 円	47 円
看護体制加算Ⅲ1	12 単位		13 円	25 円	37 円
看護体制加算Ⅳ1	23 単位		24 円	48 円	72 円
生産性向上推進体制加算(1月につき)	10 単位		11 円	21 円	31 円
緊急短期入所受入加算 (7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)	90 単位		93 円	186 円	279 円
長期利用者提供減算 ※長期利用者に対して提供する場合。要介護のみ。	-30 単位		-31 円	-62 円	-93 円
送迎加算 ※但し、送迎時に事前のキャンセル等の連絡がなく、自宅までの送迎を行った場合は実費費用(1,840円)となります。	184 単位	片道につき	190 円	380 円	570 円
介護職員処遇改善加算Ⅰロ		月の総単位数に17.6%			

④ 居住費・食費（1 日あたり）

段階	食費	居住費(多床室)
第1段階	300 円 ／日	0 円 ／日
第2段階	600円 ／日	430 円 ／日
第3段階①	1,030円 ／日	430 円 ／日
第3段階②	1,360円 ／日	530 円 ／日
第4段階	2050円/日	1,000円／日

食事提供に係る費用(1食あたり)	
朝食	480 円
昼食	940 円
夕食	630 円

⑤ その他の料金

日用品費	250円／日 ウェットティッシュ、ティッシュペーパー、入浴時の保湿用入浴剤、化粧水、乾燥肌塗用軟膏類、芳香剤、消臭洗剤、手すり居室ベッド周囲の清拭用消毒アルコール、水分補給用経口保水液　等
理美容サービス	2,500円
希望食	実費
補助食品	実費
延長利用	実費
日常費用受入 支払代行	レクリエーション費用、苑内喫茶等は自己負担になります。個人購入日用品については、「個人購入日用品費一覧」をご覧ください。

個人購入日用品費一覧	
ティッシュペーパー	200 円
ウェットティッシュ	450 円
入れ歯洗浄剤	1,000 円
歯ブラシ	250 円
口腔ケアスポンジ	50 円
歯磨き粉	400 円
使い捨てマスク	30 円
持ち込み電気器具	200 円／日

※ 一覧の料金は、各一個の金額です。
※ 持ち込み電気については、電気毛布、電気アンカ等が対象となり、一日につき200円の料金がかかります。

⑥ 延長料金・キャンセル料

(1) 延長料金

退所の時間が１６時以降の場合、３０分毎に５００円の延長料金を頂きます。

(2) キャンセル料

利用開始前に利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① 入所日の前日１７時までにご連絡いただいた場合	無料
② 入所日の前日１７時までにご連絡がなかった場合	１日の利用料の５０％

⑦ 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数をもとに計算します。

※以下の場合には、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

・利用者が中途退所を希望した場合
・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
・利用中に体調が悪くなった場合
・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

⑧ 支払方法

毎回、短期入所生活介護の終了後、請求書をお渡ししますので、１５日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、ご契約の際に決めさせていただきます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申込み

まずは、お電話等でお申し込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。ご利用の予約は、２ヶ月前からできます。

「居宅サービス計画」の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談してください。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも　　解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

・利用者が他の介護保険施設に入所した場合……入所日の翌日
・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合……非該当となった日
・利用者がお亡くなりになった場合……死亡日の翌日

③ その他

・利用者が、サービス利用料金の支払いを１５日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、１５日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合は、３０日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。

なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

・利用者のやむを得ない事由により契約終了後の施設利用があったときは実費を請求します。

6　当施設のサービスの特徴等

別添の資料をご覧ください。

7　緊急時の連絡先

緊急連絡先①　　契約書別紙１の緊急連絡先①と同じ		
	氏　　名	
	住　　所	
	電話番号	
	続　　柄	
緊急連絡先②　　契約書別紙１の緊急連絡先②と同じ		
	氏　　名	
	住　　所	
	電話番号	
	続　　柄	

さくら苑では職員一同事故防止に努めておりますが、不測の事態（病状の急変、転倒による骨折怪我等）が起こる可能性もあります。利用中もご家族の面会や協力をお願いいたします。

８　その他

①　この契約の履行等に関する相談や苦情につきましては、本施設生活相談員のほか、介護保険証を発行した市区町村、国民健康保険団体連合会の窓口でもお受けしています。

②　相談、要望、苦情等の窓口

短期入所に関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者か下記窓口までお申し出ください。

☆サービス相談窓口☆

１　特別養護老人ホーム　さくら苑
苦情解決責任者　施設長 遠井 美智子　電話番号　０４８―５４１―７７７１
苦情受付担当者　生活相談員
(受付時間　１０　時から　１８　時)

２　第三者委員
監事　　伊藤　(埼玉県北本市)
北本市相談員　鈴木　(埼玉県北本市)

３　北本市役所　保健福祉部　介護保険課
電話番号　０４８―５９１―１１１１（代）

４　国民健康保険団体連合会　介護保険課
電話番号　０４８―８２４―２５３７

その他窓口
埼玉県社会福祉協議会　　権利擁護センター
電話番号　０４８－８２２－１１９４
ＦＡＸ　　０４８－８２２－１４０６

※　さくら苑では第三者評価は実施しておりません。